

件名	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告 (平成 26 年 10 月 9 日付け 26 人委第 214 号)
<p>【改正の概要】</p> <p>職員の給与等に関する報告及び勧告で、管理監督職員の処遇について改善の必要性が指摘されたことを踏まえて、管理職手当を改正する。</p> <p>管理職手当の月額を、職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 16 を超えない範囲内としていたものを、100 分の 17.5 を超えない範囲内に改正する。</p>	
施行日	平成 27 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	